

学校経営のポイント

保護者に“子育ての夢と見通し”の啓発を

若井 彌一

大型連休の後半の5月5日は「こどもの日」であったが、総務省が5月4日に発表したところによると、わが国の15歳未満者の推計人口(4月1日現在)は約1,781万人である。23年連続で減少、総人口に占める割合が19.3%(前年比0.2ポイント減)で、30年連続で前年を下回っているという(5月5日付け『読売新聞』による)。

保護者に“夢と見通し”をもたせる啓発

なぜ子ども人口が減少し続けるのか、をこの研修資料で述べるのが目的ではない。今回は、上記の事実をふまえたうえで、少子出産が低着している時代の子どもの保護者に対して、子育ての夢と見通しをもつことができるように、学校(幼稚園を含めて)に啓発的な役割を果たしていく必要性を訴えることがねらいである。

保護者等による児童虐待の実態が社会問題化して「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」と略)が制定されたのは、平成12年5月24日(公布、法律第82号)のことであり、児童虐待の防止に一役買うことが期待された。

しかし、周知のごとく、この法律は期待されるほどの虐待防止効果を発揮できず、結果的に児童虐待の相談件数が減少するどころか増加し、児童を死に追いやってしまう深刻な事件が続発した。そして、ついには児童虐待防止法の一部改正等の立法措置を講ずることになったのである。

児童虐待は、児童の保護者(場合によっては祖父母も巻き込んで)によって行われてしまう例が多いことに注目して、各学校に、次のことを検討し実践していただくことを期待したい。

それは、学校(教職員)が、保護者に対して夢と見通しをもって子育てをすることができるように、

学校が積極的な啓発の役割を果たすということである。

“夢と見通し”には“知識と知恵”が必要

いつの時代であれ、どの国であれ、子どもの親となる者は特定少数の選ばれた見識を有する人々に限られるわけではない。学校の教員(教育職員免許法上の「教育職員」)は、原則的に高等教育機関(短大、大学、大学院等)で専門的な教育を受けた人々であるが、保護者はそうではない。素朴な期待をもって子育てにあたるのは、おそらく多くの保護者に共通していることと思われるが、期待どおりに子どもが順調に成長・発達を遂げるとは限らない。

保護者参観日に、晴れ晴れとした気持ちで学校に出向くことができる人々ばかりではない。また、ある時点(段階)まで順調のように思えても、何かのきっかけで子育ての難題を抱えてしまうことも決して珍しいことではない。「筋書きのないドラマ」と言えば誇張が過ぎようが、こうすれば必ず成功するという一般解があるわけでもない。

子育ての成功・失敗の割合を仮りに(操作的に)設定することがあり得るとしても、学校はその割合を論評する立場ではない。問題や悩みを抱える保護者に、さまざまな児童・生徒を学校教育という側面からの取組みを通して得た具体的な経験知と豊富な専門的見識を保護者に積極的に提供し、啓発に努めていただきたい。その取組みは、子育ての確かな夢と実現の知恵を保護者が身につけることに資するところが大きいであろう。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

夏季教育管理職研修会のお知らせ

日時：7月25(日)・26(月)・27(火)の3日間
...詳細は、『教職研修』5月号をご参照ください。

●新刊案内●

好評発売中

教育開発研究所刊

最近の重要審議会答申等を全文収録！ 演習により“教育新時代”の経営課題を探る

『教職研修 '04 情報版』

菱村 幸彦(国研名誉所員)監修
B5判 270頁・定価 2625円